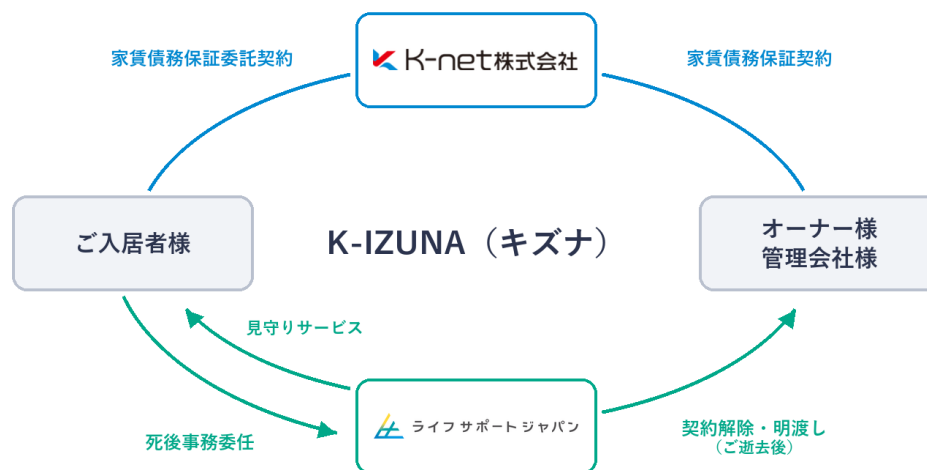


家賃債務保証の K-net、ライフサポートジャパン株式会社との 死後事務委任契約に関する業務提携のお知らせ

～ 終身建物賃貸借サービス（特約）を付帯した家賃債務保証商品「K-IZUNA（キズナ）」を提供開始 ～

K-net 株式会社（本社：兵庫県神戸市、ジェイリース株式会社〈東証プライム市場：7187〉グループ、以下 K-net）は、賃貸物件における死後事務委任契約に特化したサービスを提供するライフサポートジャパン株式会社（本社：埼玉県さいたま市 以下ライフサポートジャパンと表記）と死後事務委任契約に関する業務提携を開始し、同社の「終身建物賃貸借サービス（特約）」を付帯した家賃債務保証商品「K-IZUNA（キズナ）」を **2026 年 9 月 1 日** より提供開始することをお知らせいたします。



〈 本件の概要 〉

近年、わが国では少子高齢化の進行により、単身高齢者世帯数が年々増加傾向にあります。不動産賃貸業界においては、ご入居者様が居室内で亡くなられた場合、賃貸借契約上の地位や残置物が相続人に承継されるため、相続人の意思確認なく契約の解除や残置物の処分ができず、再募集までに長期間を要する費用負担や空室率上昇等のリスク懸念から、単身高齢者にとって住宅を借りづらくなっていることが社会的な問題となっております。

ライフサポートジャパンが提供する「終身建物賃貸借サービス（特約）」は、民法上の死後事務委任契約を活用し、ご入居者様がご逝去された場合に、同社が受任者として賃貸借契約の解除および残置物の

撤去の手続きを代行するサービスです。また、ご入居中においては、ご入居者様の安否を定期的に確認する見守りサービス等により、孤独死の早期発見にも寄与します。

本提携により、ご存命中は **K-net** の家賃債務保証が家賃滞納等のリスクを保証し、万が一の際はライフサポートジャパンが契約解除から明渡しまでを担う保証商品「**K-IZUNA（キズナ）**」を、**K-net** の家賃債務保証のお申込みと一体でご提供いたします。家賃債務保証と死後事務委任契約を組み合わせることで、不動産会社・物件オーナーの不安やリスクを軽減し、全国の高齢者の住まい探し、入居促進に寄与するものと考えております。

〈ライフサポートジャパンについて〉

社 名：ライフサポートジャパン株式会社（LifeSupportJapan Co.,Ltd）

代 表 者：代表取締役 玉櫛 鐵平

設 立：2023 年 9 月 1 日

本社所在地：〒338-0001 埼玉県さいたま市中央区上落合 2-3-2 Mio 新都心

U R L：<https://lsjapan.com/>

事 業 内 容：賃貸物件における死後事務委任契約（解除関係委任契約および残置物関係事務委託契約）に特化したサービス業

〈K-net について〉

社 名：K-net 株式会社

代 表 者：代表取締役社長 中澤 竜二

設 立：1983 年 5 月 9 日

本社所在地：〒650-0012 兵庫県神戸市中央区北長狭通 4 丁目 4-18 富士信ビル 3 階

U R L：<https://www.k-net.co.jp/>

事 業 内 容：家賃債務保証事業（国土交通大臣（2）第 3 号） ジェイリース株式会社グループ

K-net はこれからも充実した保証商品の開発に積極的に取り組み、ご入居者の皆さまや不動産会社・オーナーの皆さまにとって、利便性の高い商品・サービスを提供してまいります。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

K-net 株式会社 TEL：078-331-4040

ご逝去後のサービスについて：ライフサポートジャパン株式会社 TEL：048-859-6894

※「終身建物賃貸借サービス（特約）」はライフサポートジャパン株式会社のサービス名称です。